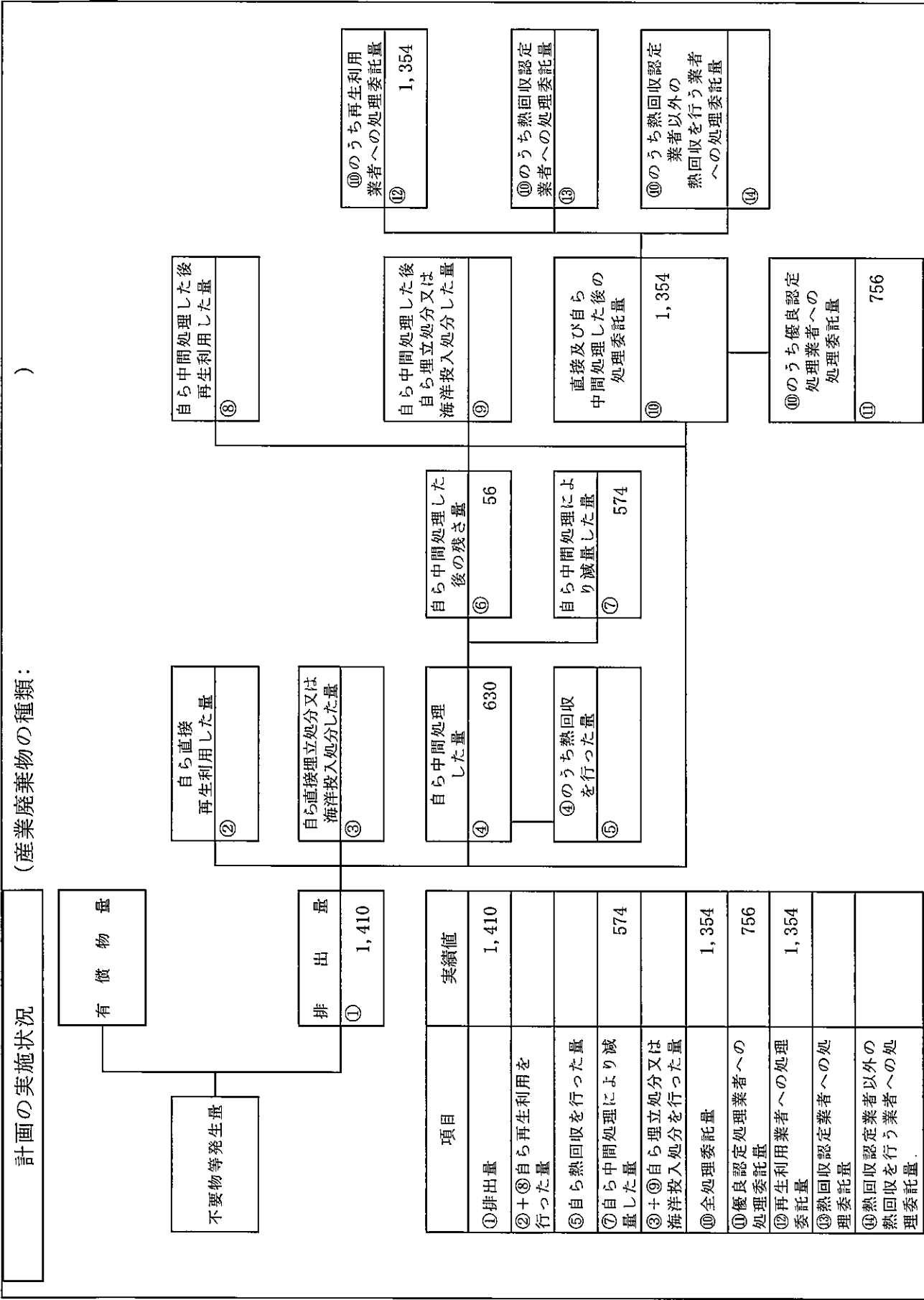


(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書				
2025年6月26日				
和歌山県知事		殿		
提出者 7684-0024				
住所 和歌山県御坊市塩屋町南塩屋字富島1-3				
氏名 関西電力株式会社 御坊発電所				
所長 萬木 勝敏				
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)				
電話番号 0738-23-2811				
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、2024年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。				
事業場の名称		関西電力株式会社 御坊発電所		
事業場の所在地		和歌山県御坊市塩屋町南塩屋字富島1-3		
事業の種類		33 電気業		
産業廃棄物処理計画における計画期間		2024年4月1日～2025年3月31日		
産業廃棄物処理計画における目標値				
項目		目標値	項目	目標値
排出量		811 t	全処理委託量	230 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		t	優良認定処理業者への処理委託量	74 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		t	再生利用業者への処理委託量	230 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		581 t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄				



2024年度 産業廃棄物処理実績

単位 (t)

産業廃棄物の処理又は処分量		産業廃棄物 発生量の目標	産業廃棄物処理実績													
産業廃棄物の種類			① 産業廃棄物 排出量	② 自ら直接再 生利した量	③ 自ら直接埋 立処分又は 海洋投入処 分した量	④ 自ら中間処 理した量	⑤ ④のうち熱 回収を行 なった量	⑥ 自ら中間処 理した後の 残存量	⑦ 自ら中間処 理により減 量した量	⑧ 自ら中間処 理した後の再 生利した量	⑨ 自ら中間処理 した後の埋 没投入処分し た量	⑩ 直接及び自 ら中間処理 した後の処 理委託量	⑪ ⑩のうち優 良認定処理 業者への処 理委託量	⑫ ⑩のうち再 生利用業者 への処理委 託量	⑬ ⑩のうち熱 回収認定業 者への処理 委託量	⑭ ⑬のうち熱回 収認定業者以 外の熱回収を 行う業者への 処理委託量
(a)	ばいじん	130	26								26	15	26			⑭のうち熱回 収認定業者以 外の熱回収を 行う業者への 処理委託量
			630			630	56	574			574	0	574			
(b)	汚泥	19	739								739	739	739			
			13								13	0	13			
(c)	燃え殻	1	0								0		0			
	タールピッチ類、 油ウエス	0	0								0		0			
			0								0		0			
(d)	廃油	0	0								0		0			
	含油スラッジ等															
	廃潤滑油等 (有価物は除く)	11	0								0		0			
(e)	廃プラスチック	0	2								2	2	2			
(f)	金属屑	0	0.06								0.06	0.06	0.06			
(g)	ガラス・ 陶磁器屑	0	0.001								0.001	0.001	0.001			
小計		811	1,410			630	56	574			1,354	756	1,354			

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。